

「あったかみなみ」活動支援補助金交付要綱

制 定 平成 23 年 4 月 19 日(南地振第 164 号 区長決裁)

最近改正 令和 7 年 2 月 1 日(南地振第 1108 号 区長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、南区（以下「区」という。）で、南区民（以下「区民」という。）の地域の活性化や魅力づくり、にぎわいのあるまちづくりに取り組む事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 区内で事業を行う団体に対する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

(交付対象団体)

第 3 条 この要綱による補助金の交付対象団体は、次に掲げるすべての要件に該当し、かつ補助を行うことが適当であると南区長（以下「区長」という。）が認めた活動団体とする。

- (1) 区民を中心に構成された団体又は区を中心に活動する団体
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体としての意思決定がなされている団体
- (3) 自主的かつ主体的に企画、実施ができる団体
- (4) 今後も継続して活動する見込みのある団体

(交付対象事業)

第 4 条 交付対象事業は、南区民を対象とした次のいずれかに該当する事業とする。ただし、交付決定された日の属する年度内に実施する事業とする。

- (1) 文化・芸術振興に関する事業
- (2) スポーツ振興または健康増進に関する事業
- (3) 国際交流、多文化共生に関する事業
- (4) 世代間交流、異世代交流に関する事業
- (5) 環境保全に関する事業
- (6) 地域の活性化、魅力づくり、にぎわいのあるまちづくりに関する事業
- (7) その他、社会的公共性をもつ事業のうち、特に区長が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 会員相互の親睦や交流のみが目的となる事業
- (3) 政治活動や宗教活動を目的とした事業
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条に該当する団体
- (5) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業
- (6) 同一年度に、同一事業で、他の補助金を受けている、若しくは受ける見込みのある事業
- (7) 区外で行う事業

（補助金の種類、金額及び使途）

第 5 条 補助金額は、その年度の横浜市一般会計歳出予算の範囲内とし、補助金の種類ごとに、次の金額を上限として、予算の範囲内で区長が決定する。なお、補助金額の算出にあたり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) 事業支援コース

第 4 条に掲げる事業に対し、1 団体あたりの上限は 300,000 円とし、補助対象経費のうち 1 年度目は 10 分の 7、2 年度目は 10 分の 6、3 年度目は 10 分の 5 の範囲内とする。

(2) スタートアップコース

活動を始めて間もない団体（申請時点で活動実績が概ね 3 年未満の団体）が第 4 条に掲げる事業を実施する場合に補助するもので、1 団体あたりの上限は 100,000 円とし、補助対象経費のうち 10 分の 8 の範囲内とする。

3 補助対象経費は事業実施に必要な経費とし、別表のとおりとする。

別表に定めがない経費については第 7 条で定める審査により、補助対象経費に該当するか判断するものとする。

4 補助金は、交付決定を受けた年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを補助対象期間とし、次年度に繰り越すことはできない。

5 前条第 2 項に定める補助金を同一団体が、同一事業で交付を受ける場合は、交付開始年度を含め最大 3 回以内とする。ただし、スタートアップコースの交付を受けたことがあるときは、これを通算することとする。

(補助金の交付申請及び必要書類)

第6条 補助金交付を受けようとする団体の代表者は、補助金申請にあたって次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 「あったかみなみ」活動支援補助金 交付申請書 (第1号様式)
- (2) 団体概要 (第2号様式)
- (3) 「あったかみなみ」活動支援補助金 交付対象事業計画書 (第3号様式)
- (4) 「あったかみなみ」活動支援補助金 交付対象事業収支予算書 (第4号様式)
- (5) 規約、定款その他これらに類する書類
- (6) 申請団体名簿

2 横浜市補助金等の交付に関する規則 (以下「補助金規則」という。) 第5条第3項に規定により市長が省略を認める書類とは、補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類とする。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知を「あったかみなみ」活動支援補助金交付決定通知書 (第5号様式) により行うものとする。また、補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、「あったかみなみ」活動支援補助金不交付決定通知書 (第6号様式) により行うものとする。

2 前項の内容確認は、「あったかみなみ」活動支援補助金審査委員会 (以下「審査委員会」という。) が行い、区長は、審査委員会の意見を参考に適否を決定する。

3 審査委員会の組織、運営及び内容確認に関する事項は、別に定める。

(申請の取下げ)

第8条 補助金交付決定後に申請取り下げをする場合は、「あったかみなみ」活動支援補助金 取り下げ申請書 (第7号様式) を区長に提出しなければならない。

2 補助金規則第9条に規定する申請の取下げ期日は、決定通知書の交付日から起算し、15日以内とする。

(報告書等の提出)

第9条 補助金交付を受けた団体の代表者は、事業終了後すみやかに、補助金規

則第 14 条の規定に基づき、次の書類を区長に提出しなければならない。ただし、補助金規則第 14 条第 5 項に該当する場合並びに同条第 1 項第 3 号及び第 3 項第 3 号の書類については提出を省略することができる。

- (1) 「あったかみなみ」活動支援補助金 事業報告書（第 8 号様式）
- (2) 「あったかみなみ」活動支援補助金 交付対象事業収支決算書（第 9 号様式）
- (3) 補助対象経費に係る 1 件 10 万円以上の領収書等支出を証する書類の写し

（補助金の交付額の確定）

第 10 条 区長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、速やかに申請書類を審査し、並びに必要な応じて行う現地調査等により、事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを精査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、「あったかみなみ」活動支援補助金 交付額確定通知書（第 10 号様式）により当該補助金交付団体の代表者に通知する。

（補助金交付の請求）

- 第 11 条 前条の規定により交付金額の確定を受けた団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、「あったかみなみ」活動支援補助金 請求書（第 11 号様式）及び南区「あったかみなみ」活動支援補助金 交付決定通知書（第 5 号様式）の写しを区長に提出しなければならない。
- 2 区長は前項に基づく適正な補助金請求書を受けた日から 30 日以内に補助金を交付する。

（補助金交付の時期の例外及び精算）

- 第 12 条 区長は、この補助金が事業準備段階における事業費の大部分を占め、他に財源がほとんどない場合、補助事業の完了前に補助金を交付することができる。
- 2 前項により補助金を交付された団体は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に「あったかみなみ」活動支援補助金 概算払金精算書（第 12 号様式）を提出しなければならない。また、精算により余剰金が生じた場合は、速やかに戻入しなければならない。

（事業計画の変更）

第 13 条 補助金交付団体は、交付決定を受けた後に、補助対象事業の申請事項や申請内容を変更しようとする場合は、速やかに、「あったかみなみ」活動支援補助金 事業計画変更申請書（第 13 号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨・目的を変更することはできないものとする。

2 前項について、区長が軽微な変更と認める場合はこの限りでない。

3 区長は必要に応じて追加書類を求めることができる。

4 区長は、第 1 項の申請について、「あったかみなみ」活動支援補助金 交付決定変更申請承認通知書（第 14 号様式）又は「あったかみなみ」活動支援補助金 交付決定変更申請不承認通知書（第 15 号様式）を補助金の交付決定を受けた団体に通知するものとする。

（補助金の交付取消及び返還）

第 14 条 区長は、補助金交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を取り消し、及び既に交付した補助金がある場合には、返還を求めることができる。

（1）虚偽の申請、不正な手続によって補助金の交付を受けたとき

（2）団体の都合により事業を中止したとき

（3）この要綱の規定に違反したとき

（4）その他、区長が不適当と認めたとき

2 前項の規定により交付した補助金の返還を求める場合は、区長は補助金の返還期間を定めるものとする。

（財産の処分の制限）

第 15 条 補助金規則第 25 条の規定による市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月大蔵省令第 15 号）の規定を適用する。

（書類の閲覧）

第 16 条 補助金交付団体及び区長は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、個人が特定される情報（代表者の氏名を除く）については、この限りでない。

（1）第 6 条に規定する書類（第 1 ～ 4 号様式）

- (2) 補助金交付決定通知書（第 5 号様式）
- (3) 第 10 条に規定する書類（第 8 号及び第 9 号様式）

2 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

	補助金交付団体	区 長
閲 覧 場 所	補助金交付団体の事務所 又は 補助金交付団体が指定する場所	南区総務部地域振興課
閲 覧 時 間	補助金交付団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）で規定する休日を除く。
閲 覧 期 間	第 6 条に規定する書類及び補助金交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から。第 10 条に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

3 第 1 項に定める書類の閲覧を求める者は、「あったかみなみ」活動支援補助金関係書類閲覧申出書（第 16 号様式）を、閲覧に供する者に提出するものとする。

（関係書類の整備）

第 17 条 補助金交付団体は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類帳簿等を整備し、当該事業年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（調査又は報告）

第 18 条 区長は、必要があると認めたときは、補助金交付団体に対して、当該事業の状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（過料）

第 19 条 補助金規則第 29 条に該当する場合は、同条の過料に関する規定の適用を受ける。

(届出事項)

第 20 条 補助金交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに「あったかみなみ」活動支援補助金 申請団体情報変更届（第 17 号様式）を区長に届け出なくてはならない。

- (1) 団体の住所又は名称を変更したとき
- (2) 団体の代表者を変更したとき
- (3) その他区長が必要と認めたとき

(その他)

第 21 条 この要綱に定めのない事項については、区長が必要に応じてその都度定めるものとする。

2 区長は、必要に応じ申請者が、第 4 条 2 項のいずれに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 8 月 8 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 3 月 3 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 19 日から施行する。
- 2 改正前の「南区文化賑わい支援補助金交付要綱」（平成 29 年 3 月 3 日南地振第 1185 号）により交付決定のなされた補助金の補助対象期間については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 1 月 21 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 1 月 20 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 10 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の名称を「南区文化賑わい支援補助金交付要綱」から「「あったかみなみ」活動支援補助金交付要綱」へ変更する。
- 3 「あったかみなみ活動支援補助金」の補助対象期間は、同一事業において「南区文化賑わい支援補助金」の交付を受けたことがあるとき、これを通算するものとする。
- 4 改正前の「南区文化賑わい支援補助金交付要綱」(令和 4 年 5 月 10 日南地振第 160 号)により交付決定のなされた補助金の手続きについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

「あったかみなみ」活動支援補助金交付要綱 別表（第5条3項）

経費項目		補助対象経費
(1)	報 償 費	外部の講師、指導者、出演者又は協力者等、団体の構成員以外の者（以下「講師等」という。）に対する謝礼（食料品を除く）
(2)	交 通 費	ア 公共交通機関の乗車運賃 イ タクシーの利用料金 ウ 有料駐車場利用料金
(3)	消 耗 品 費	ア 事務用品、物品の購入費 イ 燃料（自家用車等のガソリン代は除く） ウ 原材料費
(4)	食 糧 費	ア 前日準備及び翌日撤去の従事者の飲料代 イ 事業当日の外部講師・指導者・出演者等団体構成員以外のものの弁当代
(5)	印 刷 費	資料、広報用のチラシ、ポスター等の印刷費
(6)	通 運 信 費 運 搬 費	ア はがき代、切手代、郵送料 イ 運送業者へ支払う運搬費 ウ プリペイド携帯等の通信費
(7)	広 告 料	新聞・雑誌等への事業広告掲載料
(8)	手 数 料	収入証紙等
(9)	使 用 料	ア 会場及び付帯設備の使用料 イ 機材・物品の賃借料 ウ レンタカー使用料 エ 音楽・写真等の著作権使用料
(10)	保 険 料	保険料（団体構成員のみが加入するものを除く。）
(11)	委 託 料	会場設営等
(12)	そ の 他	その他区長が特に認めた経費